

尾鷲総合病院煤煙測定、作業環境測定業務
仕様書

令和4年6月

尾鷲総合病院

明示項目	明示項目の詳細		明示事項
共通	1	目的	<p>ア 本事業は、尾鷲総合病院の煤煙測定及び作業環境の測定・分析を目的に行うものである。 また、事業遂行にあたっては、大気汚染防止法、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則に関する法律等に準拠し行うものとする。</p>
	2	適用基準等	<p>ア 大気汚染防止法 イ 労働安全衛生法 ウ 特定化学物質障害予防規則 エ 有機溶剤中毒予防規則 オ その他関係通知等 カ その他指示するもの</p>
	3	施行方針 適用範囲	<p>ア 本事業の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること ただし、本病院及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 イ 受注者は、本仕様書、設計書、図面について事業施行中に不備や疑義が生じた場合は、本病院と十分協議のうえ遺漏のないよう事業を行うこと。</p>
	4	履行期間	<p>ア 契約の日から令和5年3月20日</p>
	5	履行内容	<p>ア 煤煙測定 煤煙測定は、年2回(時期打ち合わせによる)行い次の項目について測定する。 ダスト濃度、ダスト排出量、硫黄酸化物濃度、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物濃度、窒素酸化物排出量 酸素濃度、水分量、排ガス温度、湿り排ガス量、乾き排ガス量、その他測定に付随する事項。</p> <p>測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダスト濃度 J I S Z 8 8 0 8 ・硫黄酸化物濃度 J I S K 0 1 0 3 ・窒素酸化物濃度 J I S K 0 1 0 4

明示事項	明示項目の詳細		明 示 事 項	
共通	10	支払いについて	ア	請求書受領後、30日以内に支払うこととする。
	11	暴力団等不当介入に関する内容	ア	<p>尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、当市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。</p> <p>（1）受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>（2）（1）により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>（3）受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>

明示事項	明示項目の詳細		明 示 事 項		
設備の明細	1	冷温水発生機	ア	新棟 荏原製作所製	RAD-A025 ×2基
	2	作業環境測定	ア	新棟 2階中央材料室内	図面参照
			イ	附属棟 2階病理組織検査室内	図面参照